

装プ事第1919号
28.2.15

防衛政策局長
整備計画局長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁防衛技監
防衛装備庁長官官房各装備官
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁長官官房総務官
防衛装備庁長官官房人事官
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁長官官房監察監査・評価官
防衛装備庁長官官房各装備開発官
防衛装備庁長官官房艦船設計官
防衛装備庁各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

ライフサイクルコストの見積及び管理要領について (通達)

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

ライフサイクルコストの見積及び管理要領について

(趣旨)

第1 この要領は、装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成27年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）第20条の規定に基づき、プロジェクト管理を適切に実施するため、プロジェクト管理重点対象装備品等のライフサイクルコストの見積及び管理要領について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ライフサイクルコストのベースライン 基準時点における情報をもとに、直角座標において、横軸に年度を、縦軸に経費をとり、ライフサイクルを通じて、各年度ごとに、装備品等の取得を行うのに必要な経費の当該年度までの累計額を算定して表示した点を結んだ曲線で、ライフサイクルコストの管理の基準となるものをいう。
- (2) ライフサイクルコストの年度見積ライン 前年度までの契約実績をもとに、直角座標において、横軸に年度を、縦軸に経費をとり、ライフサイクルを通じて、各年度ごとに、装備品等の取得を行うのに必要な経費の当該年度までの累計額を算定して表示した点を結んだ曲線をいう。

(ライフサイクルコストの見積計画)

第3 防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は、ライフサイクルコストの見積りを適時に、かつ、適切な方法で行うため、ライフサイクルコストの見積計画（以下「見積計画」という。）を作成するものとする。

- 2 見積計画においては、見積りの範囲、時期及び方法その他の必要な事項を定めるものとする。
- 3 長官は、事情の変更その他の理由により必要がある場合には、見積計画の見直しを行うものとする。

(ライフサイクルコストのベースライン)

第4 長官は、訓令第11条の規定により取得戦略計画にライフサイクルコストのベースラインを定めるものとする。ただし、これにより難しい場合には、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める年度の末日までに、訓令第16条第2項の規定により取得戦略計画の見直しを行い、ライフサイクルコストのベースラインを定めるものとする。

- (1) 研究開発を実施する装備品等 開発事業の予算執行初年度
- (2) 船舶 建造1番艦の予算執行初年度

- (3) 前2号に掲げるもの以外の装備品等 初度調達予算執行年度
- 2 長官は、装備品等の調達予定数量が変更された場合、開発段階から量産・配備段階に移行して仕様が明らかになった場合その他の理由により必要がある場合には、訓令第16条第2項の規定により取得戦略計画の見直しを行い、ライフサイクルコストのベースラインを変更するものとする。

(ライフサイクルコストの管理)

- 第5 長官は、ライフサイクルコストの年度見積ラインとライフサイクルコストのベースラインとの比較を継続的に行うものとする。
- 2 長官は、ライフサイクルコストの年度見積ラインがライフサイクルコストのベースラインと乖離した場合には、差異分析及び原因の特定を行い、必要に応じ、仕様又は構成品の見直しその他の改善策について検討を行うものとする。
 - 3 長官は、前項の検討の結果を訓令第15条第2項の結果に適切に反映するものとする。

(委任規定)

- 第6 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、プロジェクト管理部長が定めるものとする。